

I. 判例紹介 グループ会社従業員からの内部通報窓口の設置と親会社の責任 執筆者:沼田 知之

近時、グループ単位での法令遵守体制構築の一環として、親会社が自社のみならず子会社等を含む企業グループ全体からの通報を受け付ける内部通報窓口を設置する例が増えています。このようなグループ単位での内部通報窓口を設置している親会社が、グループ会社の従業員からの相談に対してどのような責任を負うかにつき、参考となる最高裁判例が公表されましたので、以下のとおりご紹介いたします。

(最判平成30年2月15日判例集未登載)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/458/087458_hanrei.pdf

本件は、親会社が、グループ単位での法令遵守体制を整備し、コンプライアンス相談窓口を設置していたところ、当該相談窓口にグループ会社の従業員から申出があったが、親会社が当該従業員から求められた対応をとらなかった場合に、かかる対応がグループ会社の従業員に対する信義則上の義務違反に該当するかにつき争われた事案です。本判決は、結論として親会社の義務違反を否定しましたが、法令遵守体制の仕組みの具体的内容や申出の具体的状況によっては、親会社はグループ会社の従業員からの申出に対し適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合がある旨、判示しました。

本判決の考え方を前提とすれば、グループ単位での内部通報窓口について、グループ会社の従業員から内部通報が行われた場合に親会社とグループ会社がそれぞれどのような対応を採るべきこととされているかの具体的な仕組み如何によって、親会社の負うべき信義則上の義務の内容が変わり得るものと考えられます。グループ単位での内部通報窓口を設置するに当たっては、親会社自身がどこまでの対応を行い、どのような部分についてはグループ会社に委ねることとするかについて、内部通報の件数や、親会社において対応を行う人的リソースの多寡等も踏まえ、実務的に対応可能な割当てを行う必要があると考えられます。例えば、グループ全体に影響を及ぼすような重大なコンプライアンス違反や、グループ会社の経営層の関与が疑われるなどグループ会社に対応を委ねることが適切でないと考えられる場合には親会社自身が対応するものの、それ以外の事案については、親会社が一旦は窓口となった上で各グループ会社に対応を指示し、適宜報告を受けるといった分担が考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【事案の概要】

電子製品等の製造を手がけるメーカーである P 社は、自社及びグループ会社の業務の適性等を確保するためのコンプライアンス体制(本件法令遵守体制)を整備しており、その一環として自社及びグループ会社にて就労する者が法令等の遵守に関する事項を相談することができるコンプライアンス相談窓口(本件相談窓口)を設け、その周知・利用促進を図り、現に相談の申出があればこれに対応していた。

X は、P 社のグループ会社である Q 社に契約社員として雇用され、P 社の事業場内の工場に勤務していたところ、P 社の別のグループ会社 R 社の従業員である A が、工場で就労中の X に交際を求めたり、X の自宅に押しかけるなどの行為に及んだ(本件 行為 1)。 X は上司に相談するなどしたが、上司は朝礼の際に匿名で注意するに留まった。 X は、A による上記行為が継続したことから、Q 社を退職し、派遣会社を介して P 社の別の事業場内における業務に従事することになった。

しかし、A は、X の Q 社退職後も X の自宅付近に自動車を停車させるなどした(本件行為 2)。 X の Q 社在職当時の同僚であった 従業員 B は、X から本件行為 2 について聞き、本件相談窓口に対して本件行為 2 を知らせると共に、X 及び A に対する事実確 認等の対応をしてほしい旨の申出(本件申出)をした。これを受けて P 社は、Q 社及び R 社に A その他関係者の聞き取り調査を 実施させるなどしたが、Q 社から本件申出に係る事実は存しない旨の報告を受け、X への事実確認は行わなかった。

【判旨】

原審は、P 社は、本件法令遵守体制を整備したことから、グループ会社の全従業員に対して、直接又は当該従業員が所属するグループ会社を通じて相応の措置を講ずべき信義則上の義務を負うとした上で、以下のとおり判示した。① Q 社は雇用契約上の付随義務として、就業環境に関して労働者からの相談に応じて適切に対応すべき義務を負うところ、Q 社は本件行為 1 に係る X の相談に適切に応じていない。したがって、Q 社には上記付随義務違反が認められ、グループ会社の全従業員に対して信義則上の義務を負うべき P 社にも義務違反が認められる。② 本件行為 2 について、B が A のために本件申出をしたにもかかわらず、P 社は X への事実確認等の対応を怠った。

これに対し、本判決は以下のとおり判示して P 社の信義則上の義務違反を否定した。① 本件法令遵守体制の仕組みの具体的内容が、Q 社が使用者として負うべき雇用契約上の付随義務を P 社自らが履行し、又は P 社による直接間接の指揮監督の下で Q 社に履行させるものであったとはいえず、本件行為 1 について Q 社に付随義務違反があったことのみをもって P 社に信義則上の義務違反があったとはいえない。② 本件相談窓口は、グループ会社の業務に関して生じる可能性がある法令等違反行為を予防し、又はこれに対処する趣旨で設けられたものであるから、法令等違反行為によって被害を受けたグループ会社の従業員等がその旨の相談の申出をした場合、申出の具体的状況によっては、申出をした者に対し適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合がある。しかし、P 社は、本件行為 1 について相談の申出をしていない X との関係で信義則上の義務を負うものではない。本件行為 2 について、P 社は B の求める対応(X への事実確認)を行わなかったが、本件法令遵守体制の仕組みの具体的内容が、相談者の求める対応をすべきとするものであったとはうかがわれない。また、本件申出の内容についても、本件行為 2 は P 社の事業場外で行われ、行為が行われて 8 ヶ月以上経過していた。したがって、本件申出の際に求められた X への事実確認をしなかったことをもって、P 社に信義則上の義務違反があったとはいえない。



ぬまたともゆき西村あさひ法律事務所 弁護士沼田知之t_numata@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。主たる業務分野は企業の危機管理、独禁法(企業結合・業務提携等を含む)。危機管理分野では、海外公務員贈賄、国際カルテルを含む独禁法違反、製造業の品質問題等の案件に従事するほか、贈収賄防止体制、競争法管理体制、従業員のメールモニタリング等、法令遵守の仕組み作りへの助言を行っている。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、髙林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。 なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2018年1月25日】

総務省、サイバーセキュリティタスクフォース情報開示分科会(第1回)護事要旨公表

http://www.soumu.go.jp/main content/000529611.pdf

総務省は、2017 年 12 月 13 日開催のサイバーセキュリティタスクフォース情報開示分科会(第 1 回)の議事要旨を公表しました。 第 1 回分科会では、各委員が、企業のセキュリティ対策の開示にあたり、今後議論すべき事項を挙げています。具体的には、有 価証券報告書において開示することの適否、開示すべき情報の範囲、開示情報の正確性を担保する方法等を指摘しています。

【2018年1月26日】

金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表

http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180126.html

金融庁は、有価証券報告書及び事業報告の記載事項に関する、企業内容等開示府令及び特定有価証券開示府令等の改正案に対するパブリックコメントの結果を公表しました。

本改正案の主な概要は以下のとおりです。

【開示内容の共通化・合理化】

- ▶ 有価証券報告書等における大株主の株式所有割合算定に際し、発行済株式総数から自己株式数を控除することとし、事業報告と記載内容を統一化。
- 有価証券報告書における「大株主の状況」等の記載時点を、事業年度末から、原則として議決権行使基準日へ変更。

【非財務情報の開示充実】

- 「業績等の概要」及び「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合。
- ▶ 上記の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、次の2点の記載を要求。
 - ① 経営成績等に重要な影響を与えた要因に係る経営者の視点による認識及び分析
 - ② 経営方針・経営戦略等に照らした経営成績等に関する経営者の分析・評価

改正開示府令は、一部を除き、2018 年 1 月 26 日付けで施行され、2018 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び事業報告から適用されます。

【2018年1月31日】

英国当局、不明財産に関する説明要求が可能に

2018 年 1 月 31 日、「不明財産に関する命令」(Unexplained wealth orders)が有効となり、重大不正捜査局などの英国当局は、個人又は法人が違法に財産を取得したと疑われる場合、イングランド・ウェールズ高等法院に「不明財産に関する命令」の発令を求めることができるようになりました。「不明財産に関する命令」が発令された場合、対象者は、対象財産の取得経緯に関して説明する義務を負い、対象財産を適法に取得した旨の説明を尽くせなかった場合、犯罪収益法により対象財産は没収されます。

「不明財産に関する命令」は、対象者が英国に居住しているか否かや、対象財産が英国内に存在しているか否かを問わず、対象者が、その収入に見合わない 5 万ポンドを超える財産を所有している場合、発令される可能性があります。

【2018年2月6日】

金融庁、「『金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)』に 対するパブリックコメントの結果等について」の公表

http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20180206.html

金融庁は、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインについて、パブリックコメントの結果を公表しました。

金融庁は、インサイダー取引規制における軽微基準に該当する情報等については、当面、重要情報として管理しないことも考えられること、企業戦略等に係る仮説や選択肢についての情報は、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象とはならないこと等をパブリックコメントへの回答に明記しています。

また、金融庁は、上場会社等と取引関係者との間で、伝達した情報の重要情報該当性について意見が相違した場合、上場会社等が有価証券報告書等を提出している財務局等に連絡することが考えられるとしています。そして、財務局等も含めた検討の結果、当該情報が重要情報に該当する場合、上場会社等に情報の速やかな公表を促し、適切な対応がとられなければ、行政的な指示・命令を行う可能性があることをパブリックコメントへの回答で示唆しています。

フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインは、2018年4月1日付けで制定・適用されます。

【2018年2月6日】

金融庁、「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)』及び『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」の公表

http://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/fsa_maneron3001.html

金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」及び「『主要行等向けの総合的な監督指針』 等の一部改正(案)」について、パブリックコメントの結果を公表しました。

金融庁は、パブリックコメントの結果を踏まえ、ガイドライン上、以下の修正を行いました。

- 「本人確認事項」の内容を明確化¹
- 顧客管理方法を明確化²
- IT システムの早期導入の必要性を検討すべきことを明確化

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」は、公表日(2018 年 2 月 6 日)付けで制定・適用されています。

【2018年2月6日】

米国投資ファンド、米国外における贈賄に関する RICO 法に基づく損害賠償請求訴訟を米国ニューヨーク州南部地裁において提起

海外報道によると、米国の投資ファンドが、シンガポールの政府系大手複合企業に対し、RICO 法(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act)に基づく損害賠償請求訴訟を米国ニューヨーク州南部裁判所において提起しました。この訴訟は、シンガポールの政府系大手複合企業が、ブラジル向け海洋石油掘削設備受注を巡り、ブラジルの国営石油会社従業員等に対し、贈賄を行ったことを背景とするものです。この訴訟に先立ち、シンガポールの政府系大手複合企業は、米国司法省との間で、FCPA 違反に関する和解をし、訴追延期合意を締結しています。

RICO 法を米国外で行われた行為に適用することは困難であることから、米国外で行われた FCPA 違反行為につき、RICO 法上の訴訟が提起されることは稀でした。しかし、海外報道によれば、上記米国投資ファンドが、本件の収賄者であるブラジルの国営石油会社に対して提起した訴訟において、米国地方裁判所は、管轄権を認めたとのことです。こうした米国地方裁判所の判断は、近年、米国法の実質的な域外適用により汚職等を積極的に摘発する姿勢を見せる米国司法省の動きと同調するものである可能性があります。

【2018年2月15日】

公取委、人材の獲得をめぐる競争に対する独禁法の適用に関する報告書を公表

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/feb/20180215.html

公取委は、人材の獲得をめぐる競争に対する独禁法の適用関係及び適用の考え方に関する有識者検討会の報告書を公表しました。本報告書は、技術者やデザイナーなど、労基法上の労働者に該当しないフリーランス人材の獲得をめぐる事業者間の競争や、フリーランス人材に不利益をもたらす事業者の行為に対する独禁法上の考え方を整理したものです。本報告書の概要は以下のとおりです。

【事業者の共同行為に対する独禁法の適用】

- 事業者が共同してフリーランス人材に支払う対価を取り決めることは、独禁法上問題となる。また、フリーランス人材の移籍・転職を制限する内容を取り決めることも、独禁法上問題となり得る。
- ② 事業者団体等において、商品・サービスの供給に必要な役務提供者に関する自主的な資格・基準を定める場合、当該事業 者団体が、その利用・遵守を加盟事業者に強制することは、独禁法上問題となり得る。

[「]ガイドライン上の「本人確認事項」は、犯罪収益防止移転法上の「本人特定事項」を含む、より広い概念であることを明確化しました。金融庁は、例えば、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等も「本人特定事項」に含まれ得る旨、パブリックコメントへの回答で明記しています。

² マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、リスクの特性も踏まえ、取引モニタリングに係る敷居値を緩和すること等が考えられること、定期的な顧客情報の確認について、確認の頻度を顧客のリスク毎に変更できること等、リスクベース・アプローチに基づいた顧客管理が求められることを明確化しました。

【事業者の単独行為に対する独禁法の適用】

- ① フリーランス人材に対し、秘密保持義務、競業避止義務及び専属義務を課す場合に、事業者が当該義務の内容を十分に明らかにせず、又は当該義務を過大なものとすることは独禁法上問題となる。
- ② フリーランス人材に対し、合理的な理由なく、同人が提供した成果物の利用につき、自らが役務を提供したものであることを明らかにしないよう義務付ける等の制限を行うことは独禁法上問題となり得る。
- ③ 優越的な地位にある事業者が、フリーランス人材に対して、代金の支払を遅延し、また著しく低い対価での取引の要請等を 行った場合には、独禁法上問題となり得る。

【2018年2月15日】

法制審議会、改正会社法の中間試案を公表

http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900347.html

法制審議会は、改正会社法の中間試案を発表しました。 同試案の内容は、本ニューズレター1 月号に記載したとおりです。



き め だ ひろし西村あさひ法律事務所 弁護士木 目 田 裕h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと 西村あさひ法律事務所 弁護士 高 林 勇斗 v takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ 西村あさひ法律事務所 弁護士 **國本 英資** e kunimoto@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にした あさき 西村あさひ法律事務所 弁護士 西田 朝輝 a_nishida@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。